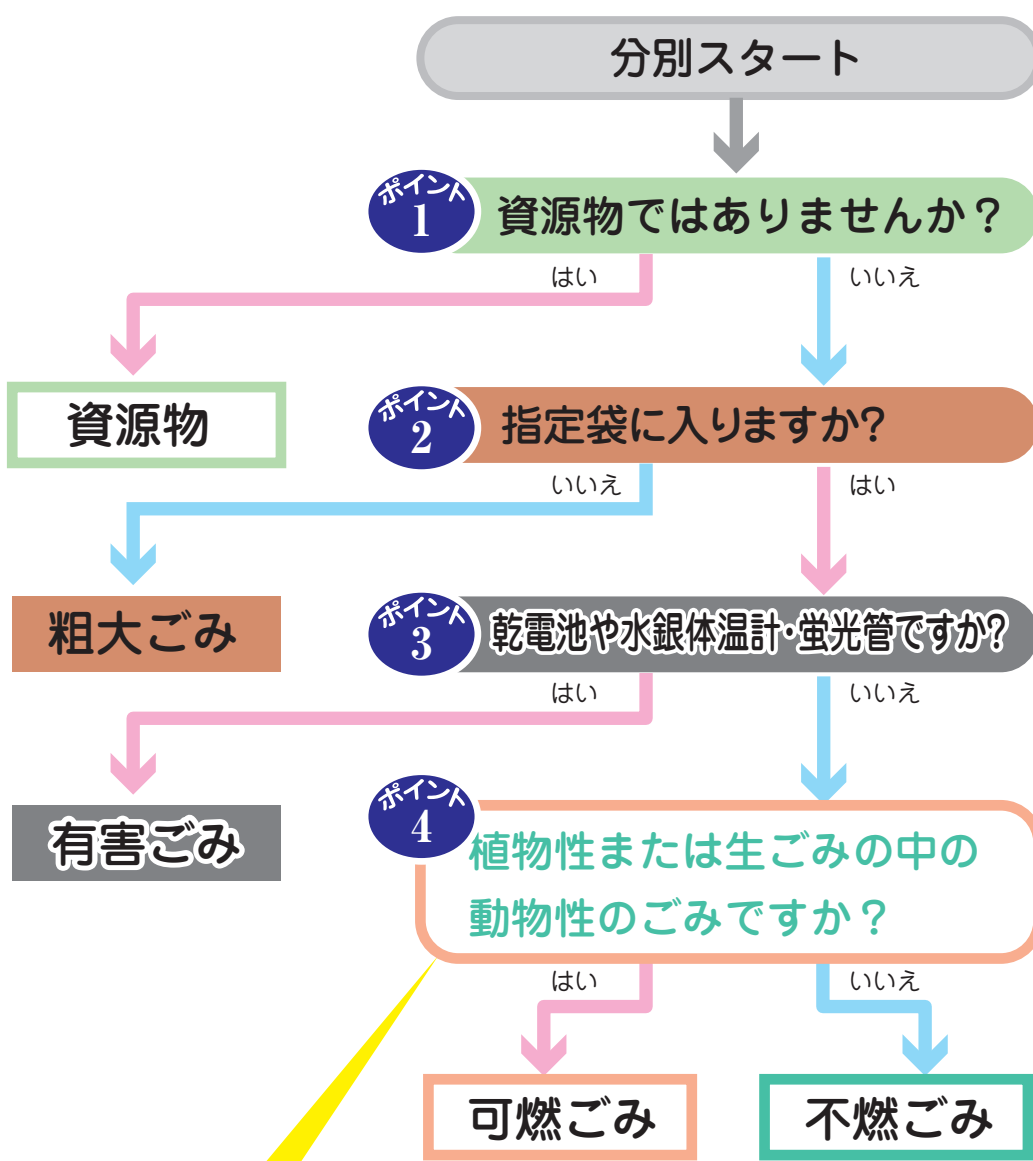


分別のポイント



ポイント1 資源物ではありませんか?

あなたの出そうとしているごみは、本当に「ごみ」ですか？「資源物」ではありませんか？

もしもそれが「あき缶」（なべ、やかん、フライパン等を含む）や「あきビン」（飲料物用に限る）「古紙」（新聞紙、雑誌・雑がみ、ダンボール紙、紙パック）「古布」ならば、「ごみ」ではなく「資源物」です。また、新たに「プラスチック製容器包装」「ペットボトル」も資源物です。

※古紙・古布については、市によって分け方が異なる場合があります。くわしくはP13～16をご覧ください。

ポイント2 指定袋に入りますか?

ごみ袋に入らない物は、原則として粗大ごみになります。

ポイント3 乾電池や水銀体温計・蛍光灯ですか?

乾電池や水銀体温計・蛍光灯は、有害ごみです。

ポイント
4

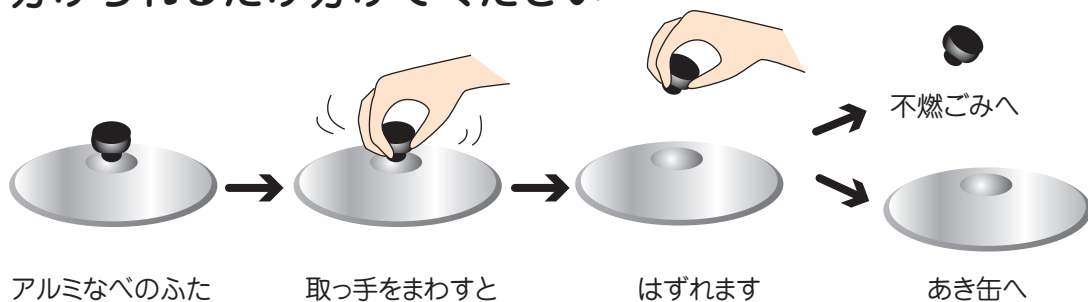
植物性または、生ごみの中の動物性のごみですか？

残ったごみは、可燃ごみと不燃ごみです。これらは材質によって分けます。植物性または、生ごみの中の動物性のごみは可燃ごみ（それ以外でも、一部衛生上燃やした方が良くいごみ等を含みます）、それ以外の資源物にならないプラスチックやガラス・皮革・ゴム・金属等でできているごみは、不燃ごみとなります。

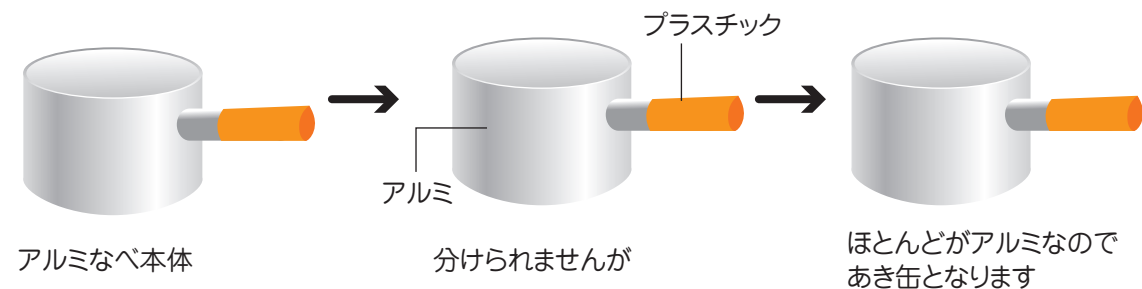


応用編 いくつかの材質でできているもの

分けられるだけ分けてください



分けられないものは最も多くを占める材質で判断します



ワンポイント

なぜ分別しなければならないの？

環境センターでは、みなさんの家庭から出された様々なごみを「リサイクルする」「燃やす（溶かす）」「砕く」という三つの方法を使い、埋め立てる量の削減に努めています。

ところが、分別が不十分なおみが行くと機械が故障したり、作業効率が低下したりしてしまいます。

特に、リサイクルをするためには、同じ素材の物をよりきれいな状態で集めることが重要です。もしも、汚れた物が出されてしまったら、汚れた物がリサイクルできないだけでなく、せっかくきちんと出してもらった物にまで混ざったり、汚れが移ってしまい、リサイクルができなくなってしまうからです。

